

## 特別養護老人ホームやわらぎの郷 短期入所生活介護 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人幸志会が開設する特別養護老人ホームやわらぎの郷（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業員が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たって関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム やわらぎの郷
- 二 所在地 千葉県市川市大町438番2

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名（嘱託医1名・本体施設と兼務）  
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 常勤職員1名以上（本体施設と兼務）  
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- 四 介護職員 常勤換算26名以上（本体施設と兼務）  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 五 看護職員 常勤換算3名以上（内常勤職員1名以上・本体施設と兼務）  
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 六 栄養士 1名以上（本体施設と兼務）  
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等行う。
- 七 機能訓練指導員 1名以上（本体施設と兼務）  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 事務職員 3名（本体施設と兼務）  
必要な事務を行う。
- 九 調理員（給食会社に委託・本体施設と兼務）

給食業務を行う。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、次のとおりとする。

小規模生活単位型 8名 ( 9名×1ユニット うち介護老人福祉施設1名)  
介護老人福祉施設の入居者の空きベッドを空床利用

(短期入所生活介護事業の内容)

第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭する。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。  
また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。
  - 一 朝食 午前 8時から
  - 二 昼食 午後 12時から
  - 三 夕食 午後 6時から

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を整えるほか、適宜利用者のためにレクリエーション行事等を行う。  
2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領に該当しない指定短期入所生活介護を提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 3 ユニットの提供に伴い必要となる費用（所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする）。
- 4 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
  - 一 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
    - (ア) 実施地域を越えてから片道概ね 10km 以上 15km 未満 300 円
    - (イ) それ以降 5km またはその端数を増すごとに 300 円
  - 二 食材料費（朝食 530 円 昼食 750 円 夕食 670 円）
  - 三 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。
- 5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得ることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域は、市川市、松戸市、鎌ヶ谷市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第12条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
- 2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。
  - 3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時における対応方法）

第13条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（虐待防止のための措置に関する事項）

- 第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(書面掲示・ウェブサイトへの掲載)

第16条 運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項等を事業所の見やすい場所に書面掲示する。また、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）にも掲載する。

(勤務体制の確保等)

第17条 利用者に対して適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

- 2 短期入所生活介護従業者等の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
  - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二 継続研修 年1回

(衛生管理)

第18条 短期入所生活介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(苦情処理)

第19条 提供した指定短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第21条 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人幸志会と事業所の管

理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成20年5月1日 改正

平成22年4月1日 改正

平成22年12月1日 改正

平成23年9月1日 改正

平成29年11月1日 改正

令和5年3月1日 改正

令和6年3月1日 改正

令和6年4月1日 改定